

県議会 9月定例会 一般質問(9月28日)



I 農協改革

地域農業と農協改革

現在の農協は、地域に定着している。今日の地域農業の発展は、農協の存在なくしては語れない。

農協改革は、政府の「規制改革会議」が中心になって進めているが、問題がある。主な内容は、地域農協から信用事業を切り離したり、全農の購買・販売事業を転換することなどである。信用事業が分離された場合は経営上の影響が出て、営農指導事業を大幅に縮小せざるを得なくなり、販売・購買事業の改革は農家経営にマイナスが出る。

Q: 今回の農協改革に関して提言されている内容について、県ではどのように評価し、農協改

革は県下の農協や農業に具体的にどのような影響があると想定しているのか?

農政部長: 国が進める農協改革が、JAや農業者を支援するものであることを期待。購買・販売事業の見直しは、全農長野や単位農協の生産販売事業に影響がある。(私は県の影響分析は甘いと考えます)

Q: 国や規制改革推進会議等の動きについて、どのように考えているのか?

知事: 地方のJAが進めている自己改革が、尊重されるべき。農業振興や地域の暮らしの支援など幅広い分野で、JAグループが進めている自己改革の取り組みを応援していく。

「主要農作物種子法」の廃止

Q: 法律の廃止により、米・麦・大豆などの優良種子の供給が不安定になるとの指摘があるが、廃止による県内農業への影響とその対策は?

農政部長: 県原種センターが種子の生産と安定供給を担ってきた。今後もこのセンターを中心に、種子の確保と安定供給に取り組む、法の廃止による影響が出ないよう対応する。(私は県の影響予測は甘いと考えます)

農協との連携

Q: 県内の地域農業の発展に関して、農協や農協グループの果

たしてきた役割をどのように評価し、今後農協とどのように連携していくのか?

知事: 農協は、地域農業の発展と農村地域の暮らしを支えている。県と農協グループの「包括連携協定」に基づき、移住推進などの取り組みを進めている。農業・農村を振興する上でJAグループの協力なしには進まないため、今後も幅広い分野で連携していく。

長野県らしい農業の振興

Q: 長野県らしい農業を振興するために、今後どのような施策を講じていくのか?

知事: 魅力あるオリジナル品種の開発や労働力の確保は県の大きな役割。ICT等を活用した効率的な農業経営や技術支援・経営指導にも取り組む。現在、食と農業農村振興計画を検討中で、具体的な施策を打ち出す。

II 森林づくり県民税

森林づくり県民税の取組の成果と課題

・今年度で第2期の森林税の5年間の課税期間が終了するが、税を継続するか終了するか決断する時期に来ている。

Q: 第2期の森林税に係る事業の実績及び事業の成果、課題をどう捉えているか?

林務部長: 森林税により里山の土砂災害の防止や水源の涵養などに、一定の成果をあげた。一方で規模の小さな森林の整備や路網整備が事業の対象外であったことなど、制度が現場の作業

に適合していなかった面がある。

Q: 森林税を使わずに積んである基金は昨年度末で4億9千万円にも達しているが、なぜこうした状況にあるのか?

林務部長: これまで適切な制度見直しを行わなかったことや、予算配分を抑制したことなどにより残高が生じた。

森林税の継続及び制度の見直し

Q: 森林に関する防災対策を緊急かつ集中的に実施するためにも、「災害に強い健全な森林づくり」が急務であり、森林税を継続すべきと考えるか?

知事: 間伐により防災・減災のための森林整備を図っていくためにも、森林税を継続すべきと考える。

Q: 防災・減災のため、「松くい虫の被害木などの処理及び倒木の搬出」及び直根が伸びる「災害に強い森林整備」を事業に加えることを提案するが?

知事: 提案の事業は、森林税を活用した事業として実施が可能。



松くい虫で枯れた松林 (長野道筑北PA付近)

Q: 事業の効果をあげるため、弾力的に運用できる制度となる

よう抜本的に見直すべきと考えるか?

知事: 事業要件の緩和を考えている。間伐材の活用を推進するために、搬出問伐を支援するような見直しをする。今後庁内推進組織などで事業成果の検証を行い、必要に応じた制度見直しを行う。

※森林づくり県民税(第2期)とほか

- 取組内容
- 里山整備、市町村への支援金等
- 超過税額
- (個人) 年額500円
- (法人) 均等割額の5%
- 年総額6億8千万円
- 課税期間
- 平成30年3月31日
- までの5年間



文教企業委員会

教育委員会関係

- 小中学校の非正規の常勤講師の給料について
- ・教員の1割が非正規の常勤教員であり非常に多い。その中には学級担任や部活の顧問など、責任が重い仕事をしている教員も多い。
- ・長く勤務している人でも、給料の最高額は月額258千円で、正規とは格段に差がある。

Q: 法律上は、同一労働同一賃金でなければならない。改善すべきではないか?

A: 長期的には改善しなければならない課題であり、今後正規教員の採用を増やしていく。

酒井茂ブログ随時更新中!

公式サイト: <http://shigeru-sakai.com/>

みなさまのご提言やご要望をお寄せください。

酒井茂 検索

酒井茂事務所

〒399-4432 伊那市東春近原新田8243
TEL/FAX.0265-73-5606 E-mail: info@shigeru-sakai.com



携帯サイトへ簡単アクセス

酒井茂 活動ブログより

9/11 副知事と懇談



酒井茂事務所前にて

県の太田副知事が上伊那地域の調査に来られたので、短い時間でしたが懇談することができました。今回は、リニア関連道路の国道153号「伊駒アルプスロード」について意見交換をしました。地元の切実な思いを副知事に伝えることができ、有意義な懇談となりました。